

丸亀市監査委員公表第 11 号

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき定期監査を執行したので、その結果を同条第 9 項及び第 10 項の規定により、次のとおり公表する。

平成 19 年 5 月 1 日

丸亀市監査委員 大岡 正典  
丸亀市監査委員 高橋 等

平成 18 年度定期監査報告書（第 2 回）

第 1 監査の対象及び期間

対 象		監 査 期 間	
部 課 等 名	内 容		
文化部	生涯学習課、文化課 図書館	平成 18 年 10 月 31 日 現在の資料による	平成 18 年 11 月 30 日から 平成 18 年 12 月 21 日まで
消防本部	総務課、予防課、防災課 北消防署、南消防署	平成 18 年 10 月 31 日 現在の資料による	平成 18 年 11 月 30 日から 平成 19 年 1 月 12 日まで
選挙管理委員会		平成 18 年 10 月 31 日 現在の資料による	平成 18 年 11 月 30 日から 平成 19 年 1 月 12 日まで
企画財政部	企画課、財政課	平成 18 年 10 月 31 日 現在の資料による	平成 18 年 12 月 19 日から 平成 19 年 1 月 16 日まで
	管財課、税務課	平成 18 年 10 月 31 日 現在の資料による	平成 18 年 12 月 19 日から 平成 19 年 1 月 23 日まで
総務部	秘書広報課、職員課	平成 18 年 11 月 30 日 現在の資料による	平成 19 年 1 月 9 日から 平成 19 年 1 月 30 日まで
	庶務課、情報政策課	平成 18 年 11 月 30 日 現在の資料による	平成 19 年 1 月 9 日から 平成 19 年 2 月 9 日まで
健康福祉部	福祉課、健康課	平成 18 年 12 月 31 日 現在の資料による	平成 19 年 1 月 26 日から 平成 19 年 2 月 16 日まで
	長寿課、 亀寿園・綾歌老人ホーム	平成 18 年 12 月 31 日 現在の資料による	平成 19 年 1 月 26 日から 平成 19 年 2 月 20 日まで
	児童課	平成 18 年 12 月 31 日 現在の資料による	平成 19 年 1 月 26 日から 平成 19 年 2 月 23 日まで

## 第2 監査の方法

監査は、地方自治法第199条第4項の規定に基づき、対象部課等からそれぞれ関係資料の提出を求め、試査、照合及び関係職員の説明を聴取し、次の事項に重点をおいて実施した。

- (1) 財務に関する事務が法令等に基づき適正に行われているか。
- (2) 事務事業の執行が市民福祉の向上に寄与しているか。
- (3) 事務事業が計画的かつ効率的に執行され、期待された効果が認められるか。

## 第3 監査の結果

事務処理等は、おおむね適正に処理されていたが、一部において次のとおり改善、検討等を要する事項が見受けられた。

今後、事務の執行にあたっては指摘事項に十分留意するとともに、改善の措置を講じたときは地方自治法第199条第12項の規定に基づき、遅滞なく通知されたい。

なお、監査執行過程において指導した軽微な事項については記載を省略しているが、それらにも十分留意して事務の執行に努めていただきたい。

### 指摘事項

#### 1 各課共通事項

- 指定管理委託について、基本協定を締結し、毎年、年度協定を締結する方法により指定管理委託協定を行う場合、毎年締結する年度協定には基本協定で定められている事項を除き、必要な部分のみ定めればよいことから、年度協定に記載すべき内容について精査すること。
- 委託書、受託書で契約しているものについては、双方が合意した契約内容をより明確にするため、契約書により契約を締結すること。
- 契約書の作成にあたっては、契約規則第29条で定める契約書に記載すべき事項について検討すると共に記載内容については公文例規程を参考として作成すること。また、実状に即した支払方法や精算を伴う場合はその精算基準を明確に記載すること。

#### 2 各課個別事項

##### 【文化部】

##### 生涯学習課

- 見積り合わせにおいて、見積金額が消費税等込みと消費税等抜きの見積書の混在が見受けられるので、見積金額は消費税等を除いた金額とし、免税事業者においては、契約希望金額の105分の100の金額で比較検討を行うこと。

- 放課後留守家庭児童会事業委託の変更契約について、契約金額のみ変更しているが、分割している支払額にも当然変更が生ずることから、支払金額についても変更をすること。
- 綾歌総合運動公園外の指定管理委託において、債務負担行為決議書を作成して協定書を締結し、各年度の支払額を定めているにもかかわらず、協定書第8条では「毎年度、甲の予算の範囲内で支払う」と、また同第46条では「毎年度締結する年度協定で定めることとする」との相反する条項があるので、協定内容を十分精査すること。

#### 文化課

- 綾歌総合文化会館清掃業務委託の支払時期については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律で定められている支払期限内の支払いとするよう、契約内容を改めること。

#### 【消防本部】

##### 総務課、予防課、防災課、北消防署、南消防署

- 委任状により入札又は見積に関する権限を受任者に委任した場合には、委任者は入札又は見積を行う権限を失し、受任者の責任において入札又は見積をすることとなる。辞退についても受任者の責任において作成された辞退届を徴すること。

#### 【企画財政部】

##### 管財課

- 月極駐車場管理業務委託については、受託者が駐車場料金の徴収・収納事務をしていることから、会計規則第32条の私人に対する徴収又は収納事務の委託として、月極駐車場の駐車料金を規定することについて検討すること。

#### 【総務部】

##### 職員課

- 損害保険事務委託について、契約書に仕様書等を添付して委託する事務の内容や実施方法など契約内容を明確にすること。また、見積書を徴し、契約金額についても十分検討すること。

##### 庶務課

- 非常災害用専用無線の設置工事について、非常災害用専用無線機購入業者に一者随意契約により工事発注しているが、購入費と工事費の総額について比較検討して業者を選定すること。

#### 【健康福祉部】

##### 福祉課

- 扶助費等にかかる前渡金の管理について、資金前渡職員は、利子の収入処理や前渡金の精算を速やかに行うべきことに十分留意すること。

#### 健康課

- 健康増進計画策定支援業務委託契約において、契約金額は消費税等込みであるにもかかわらず、「消費税及び地方消費税は除く」と記載されており、その記載内容が適正でないので改めること。

#### 長寿課

- 綾歌健康づくりふれあいセンターの指定管理委託において、債務負担行為決議書を作成して協定書を締結し、各年度の支払額を定めているが、協定書中に「毎年度、甲の予算の範囲内で支払う」との相反する条項があるので、協定内容を十分精査すること。

#### 児童課

- 原田保育所児童送迎用駐車場用地借上の長期継続契約において、前回の契約では「賃貸借期間中に予算の減額又は削除があった場合は契約を解除する」旨の条件が付されていたが、今回の契約では削除されている。  
予算が不足する場合は、契約が継続できないことから条件を付すこと。

## 第4 意見

本市の運営の合理化等に資するため、次のとおり意見を付する。

### 1 各課共通意見

○ 役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなものも条例で定めることにより長期継続契約ができることとなっているので、清掃業務委託や機器の保守管理委託等について、複数年契約することにより経費の節減及び事務の軽減を図るため、条例整備について検討していただきたい。

併せて、工事や備品購入に伴って保守点検委託を必要とするものについては、工事費や備品購入費と保守点検委託料との総額について比較検討して契約の相手方を決定し、工事費や備品購入費は当年度予算から支出するとともに後年度の保守点検委託については、償却年数を考慮した長期継続契約とすることについても検討していただきたい。

### 2 各課個別意見

#### 【文化部】

##### 生涯学習課

○ 青い鳥教室賃貸借契約においては支出負担行為決議書の作成が必要であるが、電算システム上、支出負担行為決議書の作成ができない会場借上料の予算費目での支払いとなっているので、今後は適正な当初予算措置及び予算流用等の対応により、支出負担行為決議書を作成するよう気をつけていただきたい。

#### 【企画財政部】

##### 管財課

○ 自治会集会場用地については、市有地を無償貸付しているものと自治会が土地を購入し、寄付等により市名義としたものについては、公有財産台帳を整理し区分していただきたい。

##### 税務課

○ たばこ販売協同組合への補助金については公益上必要と思われるが、多額の繰越金を有する団体に運営補助金を支出することには疑義があるので、当該団体の活動内容等を精査し、事業補助金とするなど、合理的な支出方法について検討していただきたい。

【総務部】

庶務課

- 災害時用備蓄医療品購入費補助金については、購入備蓄品は市の所有であることから支出費目については委託料と思われるので、関係機関と協議する等検討していただきたい。